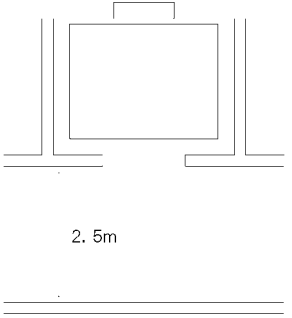
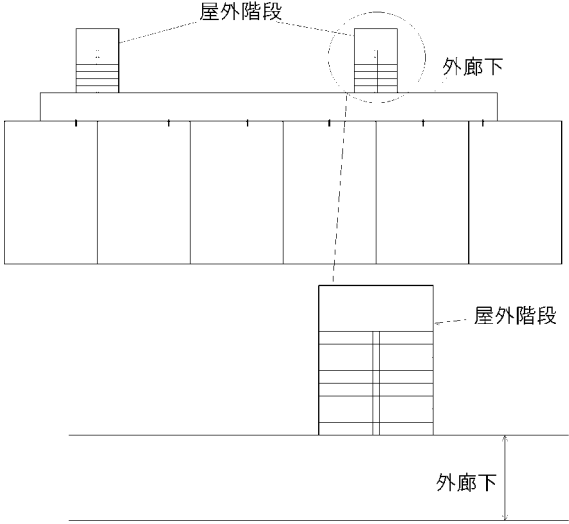
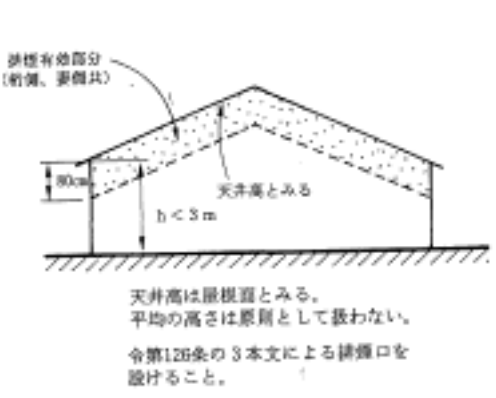


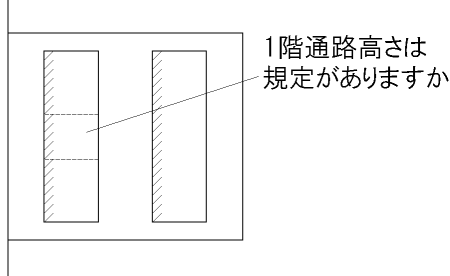
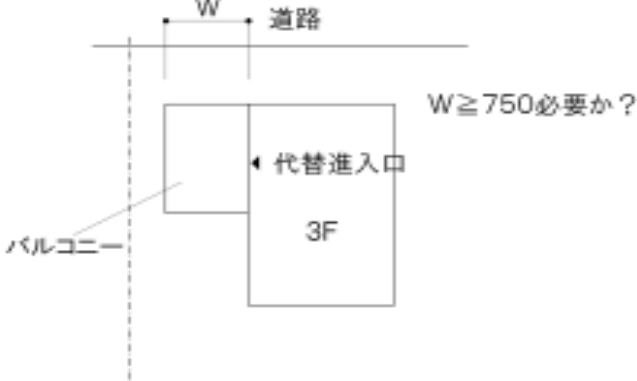
頁	質 問	回 答
全般	以前、テキストの付録(H7・8年度報告書)に掲載されていた「既存遊及が及ばない増築の範囲および接続部の仕様」が現在記載されていない。もう以前のやり方では、認められなくなったということか。今後は、既存遊及を及ぼさずに増築できるやり方がないのか。	平成17年6月1日施行の法第86条の7及び法第86条の8にて既存不適格建築物の既存遊及対応をすることになる。
全般	過去の「防火避難規定の解説」あるいは「運用指針」等に依拠した建築物であっても、2005年版に適合しないものは既存不適格となり、法の規定により既存遊及の対象となるか。	法改正に伴い、「建築物の防火避難規定に関する運用指針」から「建築物の防火避難規定の解説2005」(以下「解説」という。)まで時点見直しを行っている。特に平成12年改正の性能規定化や今回の既存建築物対策の見直しを考慮した上で「解説」を参照いただきたい。
1	<p>□ 4行目 他の部分と間仕切等・・・ 上記はいわゆるダイニングキッチンの場合をさしている判断してよいか。また、間仕切等というのは、システムキッチン等本体で仕切られたものもこれにあてはまるか。(マンションなどの対面キッチン的なもの)</p>	「他の部分と間仕切壁等で明確に区画」の間仕切壁等には、H500の防煙たれ壁やシステムキッチン等本体で区画し、範囲を限定することで壁や天井の火の伝播を遮る場合も考えられる。
3	自転車置場と同じ形状の建築物にバイク(自動二輪)を駐車する場合、本体建築物において延焼のおそれのある部分は、生じないものとして扱えるか。	バイク置場は、それ自体が火災の発生のおそれが少ない用途とはいえない。
3	本文に「本体建築物においては延焼のおそれある部分を生じないものとする」とあるが、付属建築物の方について、延焼のおそれある部分が生じる部分についての取り扱いはどうなるか。 同下段解説2行目から3行目にかけて、「また、通常不燃材料で造られていることから、他の建築物からの類焼も想定されない。」と記述されていることから、付属建築物の方も建築物相互間に関して延焼のおそれある部分を生じないと解釈してよいか。	責見のとおりである。
3	3行目 「その他これらに類する・・・」 上記に共同住宅のゴミ置場(屋根あり)は該当するか。	共同住宅のごみ置場(屋根有)については、P3「小規模な物置の開口部については防火設備を設けること」と記載してある。
8	耐火建築物の屋根に設けるトップライト(網入りガラス)は排煙口として使用してよいか。	責見のとおりである。

頁	質 問	回 答
10	耐火構造の外壁であるALC板等を支持する間柱、胴縁等の下地材に要求される耐火性能とは、鋼材でつくことで足り、岩綿等の耐火被覆まで要しないと解してよいか。	このページは例示仕様の耐火ALC版についての説明である。認定耐火構造についてはそれぞれの仕様による。
12	本文1行目 「玄関前の車寄せなど、火災の発生のおそれの著しく少ない部分に・・・」と記載されているが、“玄関前の車寄せ”以外にこれに該当する用途はどのようなものがあるか。	今後の事例の積み重ねによる。
12	本文1～3行目 “大規模なひさし”と“屋根”の両者を分ける判断基準は何か？	解説文のとおりである。
12	解説の2行目 「ひさし等であっても構造上重要な場合」とは、具体的にはどのような例が考えられるのか。	具体例を持って、申請先と相談されたい。
15	「三・・・鉄材で補強された・・・」とあるが、アルミ、ステンレスはなぜだめか。	このページは告示の例示仕様をまとめたもので、アルミで補強する場合は、国土交通大臣の認定が必要である。
18	法によらない任意の耐火建築物において、令112条の準耐火は、同法1項、13項も耐火構造によって整理が必要としてよろしいか。	必要である。
18	法令の記載中に「準耐火構造」とある場合、耐火建築物は耐火構造に、準耐火建築物は準耐火構造にしなければならないという説明について、排煙の別棟の扱い、増築の場合の既存建築物、排煙設備を緩和する場合の「準耐火構造の床・壁」、開口部を防火設備で区画・・・というような「準耐火構造の床・壁」の場合も同様に耐火建築物は「耐火構造の床・壁」で区画が必要か。	必要である。
31	非常用昇降機の設置免除に係る100㎡区画で開放廊下との区画は必要か。	必要である。

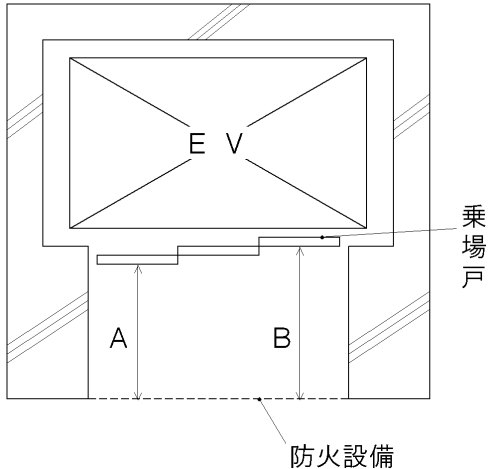
頁	質 問	回 答
34	<p>本文3行目に「出入口の戸は両方向に開くことが望ましい」とある。その場合、戸の構造は昭和48年建告2564号「防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件」に基づき「防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分が相じゃくり、又は定規縁若しくは戸当たりを設けたもの等閉鎖した際にすき間が生じない構造で、かつ、防火設備の取り付け部分の金物が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたもの」としなければならない。 しかし両方向に開く場合は上記告示のような構造を満たすことは可能か。</p>	<p>ここでは、あくまで「・・・望ましい。」として誘導基準を述べている。具体的には各申請先(所轄消防機関含む)と相談されたい。</p>
34	<p>非常用E Vの乗降ロビーの奥行基準はあるのか。2.5mというのがどこかに載っていたが。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「非常用エレベーターの乗降ロビーの形状はできるだけ正方形に近いものが望ましく、消火機材等の搬入に支障がないように短辺でも2.5m以上確保する必要があります。」(昇降機技術基準の解説(2002年版))</li> <li>・ 旧建設省監修「詳解・建築基準法(改訂版)」P532にも記載がある。</li> </ul>
35	<p>非常用E V乗降ロビー兼用附室の面積について、15㎡以上としているが、避難安全検証を行うと附室の面積については削減が可能である。検証を行った場合は兼用附室の面積を15㎡未満としてもよいか。(消防活動スペースが避難で使用されることになるのではないか。)</p>	<p>避難安全検証法を採用した場合、特別避難階段の付室兼用乗降ロビーは、1基あたり10㎡までとすることができるが、防災計画上の配慮が望まれる。</p>

頁	質 問	回 答
51	<p>2以上の直通階段を設ける場合、屋内階段の階段室を経由できないものとするがあるが、屋外階段の場合はどのように考えるべきか。</p> 	<p>そもそも屋外階段の踊場と廊下を兼用することは好ましくない。法令による廊下の幅と踊場の幅を確保した上で申請先と相談されたい。</p>
52	<p>令122条の避難階段の免除の100㎡区画についてその100㎡の区画の面積は、ポーチの部分と一体になった自転車置場の床面積、大きな庇の下の床面積も算入されるか。</p>	<p>本文下から2行目、なお書きに記載しているが、床面積に算入される部分を全て100㎡以内（住戸は200㎡以内）に区画する必要がある。</p>
69、90等	<p>P.69、90等 日本建築行政会議編集「建築設備設計・施工上の運用指針（2003年版）」の内容と若干の違いがあるが。</p>	<p>今後できるだけすり合せを図りたい。</p>
71	<p>「その他これらに類する用途に供する建築物」には、いわゆる電子部品等の製造や薬品研究等を行う「クリーンルーム」は該当しないか。又、「クリーンルーム」は居室と解されるのか。</p>	<p>今後の事例の積み重ねにもよるが、当面は個別に申請先と相談されたい。</p>

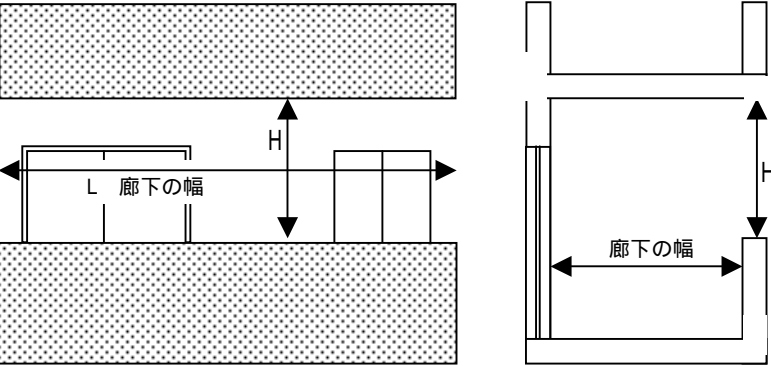
頁	質 問	回 答
81	<p>平12建告第1436号の第三号の天井の高さのとり方においては、勾配屋根の場合の排煙有効部分について平均天井高さ3m以上のみ記載されているが、平成8年の建築物の防火避難規定に関する運用指針においては軒高3m未満の場合、平均高さは原則として取り扱わず勾配なりで排煙有効部分とするとしているが、その平成8年の取り扱いは現在どのようになっているのか。</p>	<p>法改正に伴い「建築物の防火避難規定に関する運用指針」から「解説」まで見直しを行っている。ここでは平成12年の建告第1436号の第三号の天井の高さのとり方を説明している。 このページに扱われていない事項は各申請先と相談されたい。</p>
81	<p>勾配屋根の平均天井高が3m未満の場合は、建築物の防火避難規定に関する運用指針P.74のとおりでよいか。(下図)</p> 	<p>同上</p>
83	<p>不特定多数の人が利用する駐車場は、その面積の規模に関わらず、H12建告1436号第4号八-(1)の室に該当すると考えてよいか。</p>	<p>駐車場は室と考えられるので、地上においては、平12建告第1436号第四号八(一)の適用が可能と考えられるが、大規模な駐車場に対しては、排煙設備を設けることが望ましい。</p>
84	<p>共同住宅の地階にトランクルーム、機械室、受水槽室を設けても、主たる用途でないということで告示適用してよいか。</p>	<p>貴見のとおりである。</p>

頁	質 問	回 答
84	<p>従来、廊下は避難経路の一部であり、室でも居室にも該当しないものとして扱われていたが、廊下は室として扱っていいということか。また、「告示1440号の趣旨を踏まえ」とはどういう意味か。</p>	<p>本文 のとおり室として扱うことができるとしている(「平成 12.6.1 施行 改正建築基準法・施行令等の解説」講習会における質問と回答も同様の扱い)。なお避難安全検証法の適用対象建築物となっていない病院や児童福祉施設等にあつては、慎重な対応が望ましいことを解説で言及している。</p>
95、96	<p>バルコニー及び屋外廊下に進入可能な場合に各戸に進入する進入口に関しては代用進入口に規定されている構造・寸法でないものでもよいか(共同住宅の場合廊下にはSDのみの進入口しかないケースが多いと思われるが。)</p>	<p>共同住宅の玄関ドアについては、P99 に記載がある「外部から開放不能のドア」に該当するか否か、各申請先(所轄消防機関含む)と相談されたい。</p>
95	<p>P.95 図 1階通路高さには規定があるか。</p> 	<p>規定なし。所轄の消防機関と協議願いたい。</p>
95	 <p>W 750 必要か?</p>	<p>必要である。</p>

頁	質 問	回 答
99	<p>33. 非常用の進入口の配置及び構造 2) 代替進入口の「進入を妨げる構造」とは、シャッター雨戸、防犯フィルム、網入ガラスFIXも該当するか。</p>	<p>標準的な取扱いを列挙したものであり、ここに該当しないものは各申請先(所轄消防機関含む)と調整されたい。</p>
109	<p>平屋建の建築物では「階避難安全性能が検証されていれば、全館避難安全性能についても検証ができたものとする」とされているが、平屋建以外の建築物で避難階の直上階以上の階および直下階以下の階に居室がない場合においても、避難階の階避難安全性能が検証できれば全館避難安全性能についても検証ができたものとすることは可能か。</p>	<p>本文では「平屋建て建築物での検証法の適用」について述べているだけであり、平屋建て以外のものには言及していない。</p>
112	<p>電磁誘導加熱式調理器具について行政庁によって取扱いが異なるようだがどう考えたらいいか。</p>	<p>行政庁の取り扱いをまとめた結果を掲載しており、今後、各方面からのご意見があれば、見直しをしていきたい。</p>
118	<p>「令第120条又は令第121条の規定による屋外直通階段の幅は、令第23条第1項表中(4)に該当する階段の場合は、屋外直通階段であってもその幅は75cm以上と規定されているが、避難上の安全を考慮した場合、90cm以上の幅とすることが望ましい」とあるが、これはあくまで努力義務であって、この場合に階段の幅が75cm以上あれば建築基準法には適合していると判断してよいか。 また、屋外避難階段の場合も同様としてよいか。</p>	<p>貴見のとおりである。</p>
120	<p>廊下の有効巾についても、階段と同様な緩和はあるのか。</p>	<p>廊下については、緩和適用はない。</p>
122	<p>「その他これらに類する用途に供する建築物の部分」として、倉庫としては限定的に「不燃性の物品を保管する立体的倉庫」しか列挙されていないが、それ以外の倉庫は該当しないのか。</p>	<p>今後の事例の積み重ねにもよるが、現段階では列挙されたもののみが該当となる。</p>
134	<p>7行目 「各戸の界壁とは住戸間の壁をいい～」とあるが、重層長屋の場合は床も界壁と考えてよいか？</p>	<p>建築基準法に界床の定義はないが、重層長屋の場合は、住戸間の床は、界壁と同等の床とすることが望ましい。</p>
134	<p>開放されている片廊下形式の場合も 図示の形でよいか。廊下の小屋裏部分の区画も必要か。</p>	<p>貴見のとおりである。廊下部分の小屋裏についても住戸間の延焼を防止するための措置を講ずることが望ましい。</p>

頁	質 問	回 答
135	<p>建築基準法では「火気使用室とその他の部分を区画する壁」という項目がないが、この部分は、あくまで指導の範囲なのか。</p>	<p>イからニは、従来より建築主事が具体的に解釈・運用してきた防火上主要な間仕切り壁の標準的な範囲について列挙している。                      なお、このことは昭和59年全国建築行政連絡会議第39回全国幹事行政庁会議・防災分科会における確認事項である。</p>
135	<p>□                      「病院・診療所・児童福祉施設等・・・病室、就寢室等の相互間の壁で、3室以下かつ100㎡以下に区画する壁及び避難経路を区画する壁。」とあるが、「避難経路を区画する壁」とは次のうちどちらか。                      ・・・・就寢室等と避難経路を区画する壁                      避難経路を区画するすべての壁(・・・就寢室だけではなく、他の室も含む))</p>	<p>である。                      ただし、本文なお書きにあるように病室や就寢室等以外の室(火災の少ない室を除く。例えばトイレ、シャワー室等)と避難経路も区画することが望ましい。</p>
137	<p>イe                      簡易な構造の建築物または建築物の部分の用途として、“火災の発生のおそれが少ないもの(不燃性の物品保管等)”と記載されているが、不燃性物品保管以外の具体的な用途はどのようなものか。</p>	<p>P158、二号(不燃性の物品を取り扱う荷捌き場その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途)の用途がこれに該当する。それ以外は今後の事例の積み重ねによる。</p>
146	<p>(1) 防火設備と乗場所の隙間                      防火設備と乗場戸の最小の隙間が30cm以下とのことであるが、図のような場合には30cmの基準はAかBか。</p> 	<p>Aである。                      昇降機技術基準の解説(2002年版)</p>



頁	質 問	回 答
153	<p>&lt;令第112条第9項縦穴区画&gt;なお書き部分                      「・・・、少なくとも廊下の幅以上の開放面を有する部分とする。」の                      開放面を有する部分とはどのような部分か。                      開放面とは。</p>	<p>参考図で想定した開放されている部分は、高さ(H)が天井高の1/2以上、かつ1100以上、長さ(L)が廊下の幅以上のある場合であり、天井高の1/2又は1100以上の数値に満たない場合は、直接外気に開放されている部分の幅を広げれば有効と考える。</p> 
156	<p>ケース7、8、11に記載されている「そで壁」についてはどの程度の長さまでが許容されるか。</p>	<p>そで壁はないほうが開放部分として有効であるが、1m程度であれば開放部分の機能は損なわれまいと考えられる。</p>
他	<p>防火設備について                      ラインメッシュ(縦又は横のライン)は使用不可か。</p>	<p>パララインは、かつては認定防火戸だったが、現在、認定はされていない。</p>